

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 21 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機コレクター側シールケーシング絶縁板の上半部と下半部の段差測定値に判定値外れが認められたため、当該絶縁板を補修。	D	
2	1号機	タービン建屋送風機(B)点検時、カップリング側及びファン側キー溝に摩耗が認められたため、当該キーを幅の広いものに交換。	D	
3	1号機	高圧復水ポンプ補助油ポンプ(C)用電動機点検において、反負荷側軸受けケース及びワッシャーに摩耗が認められたため、当該部を補修。	D	
4	1号機	主復水器(A)室第2水室逆洗弁点検において、駆動部取付けカバー締付けボルト・ナット1本に腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
5	1号機	主復水器(B)室第1水室逆洗弁点検において、駆動部取付けカバー締付けボルト・ナット1本に腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
6	1号機	高圧タービン排気ヘッダードレン水位スイッチ点検において、同水位スイッチのフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を補修。	D	
7	1号機	主復水器(C)室第2水室逆洗弁点検において、駆動部取付けカバー締付けボルト・ナット1本に破損が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
8	1号機	起動領域モニタの点検時、安全処置(ジャンパー)を間違えたことにより「A系自動スクラム」警報を発生させたため、対応検討。	C	
9	1号機	主タービン蒸気加減弁(1)スイッチボックスの修理において、同スイッチボックスのスイッチロッド1本に磨耗が認められたため、当該スイッチロッドを交換。	D	
10	1号機	復水脱塩装置出口試料採取点サンプル入口弁及び高圧復水ポンプ試料採取点サンプル入口弁の開閉試験時、動作不良(作動しない)が認められたため、当該弁駆動部を点検。	D	
11	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(A)の渦流探傷検査において、残肉率の判定基準値外の伝熱管1本が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
12	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(D)貝殻除去装置点検において、同装置蓋内側及びブロー配管内面に腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	1号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット(B)油ポンプ(B1)用電動機点検において、反負荷側軸受けケースに摩耗が認められたため、対応検討。	D	
14	1号機	原子炉保護系インターロック機能検査(その4)実施時、「原子炉水位低」の信号を入力しても、同警報が発生しないことから、調査したところ、別検査で同回路が除外されていたため、検査を中断、対応検討。	C	
15	1号機	補機冷却海水ポンプ(A)出口配管において、内面に腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
16	2号機	局部出力領域モニタ(32-49B)において、指示値が瞬時上昇し、過渡現象記録装置が起動したことから、当該モニタを点検。(他のパラメータに異常なし)	D	
17	2号機	復水器連続洗浄装置海水循環運転時、ボール循環ポンプ(B、C)の封水圧力低により停止する事象が認められたため、調査及び対応検討。	D	
18	2号機	局部出力領域モニタ監視用ディスプレイ画面(A)に表示不良(画面消灯)が認められたため、当該ディスプレイを交換。	D	
19	2号機	グラント蒸気排風機(A)出口弁において、全閉にもかかわらず、中操表示灯が赤・緑両点灯しているのが認められたため、当該弁のリミットスイッチを点検。	D	
20	3号機	残留熱除去系機器設置区域周囲温度記録計の指示値において、指示不良(オーバースケール)が確認されたため、当該計器を点検。	D	
21	3,4号廃棄物処理設備	使用済樹脂デカントポンプ(A)出口圧力計の点検において、指示不良(指示が変化しない)が認められたため、当該圧力計を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353